

「企業価値担保権を活用した 新しい融資がよくわかる講座」

追補確認資料

一般社団法人金融財政事情研究会 教育研修事業部（編）

本資料は、特に断らない限り、2025年11月1日時点における情報等に基づいて記述されています。

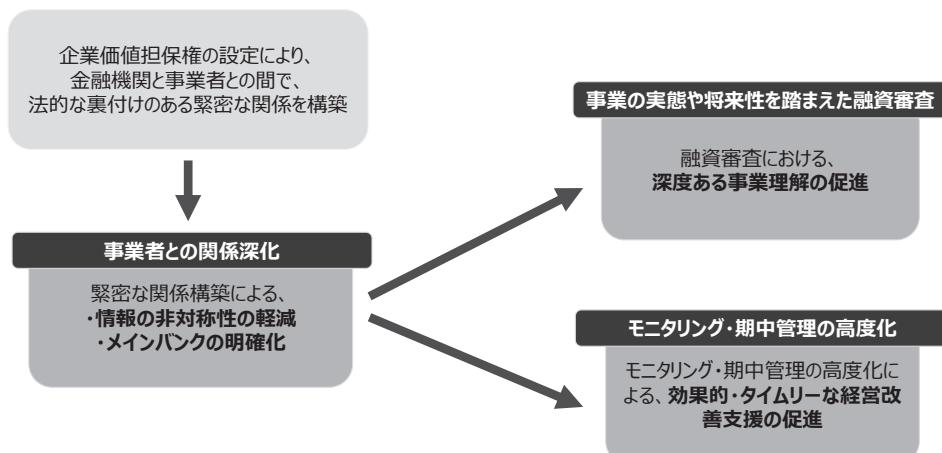
「企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備」（金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」）

金融庁は2025年6月27日に公表した「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」¹のかで、「企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備」について、以下のとおりまとめました。

<背景・問題意識>

プログレスレポートでは、「企業価値担保権は、将来キャッシュフローを含む事業全体を担保とする制度であり、その設定を通じて、金融機関と事業者の間に、事業の継続および成長という共通の目標に向けた、法的な裏付けのある緊密な関係が構築される」とし、「こうした事業者との関係深化によって、情報の非対称性の軽減・メインバンクの明確化が図られ、事業性を評価する際のデータ不足等といった事業性融資における課題に対応しやすくなるとともに、事業の実態や将来性を踏まえた融資審査やモニタリング・期中管理の高度化につながることが期待される（図表1）」と記載しています。

（図表1）担保・保証に過度に依存しない融資に向けた実務の高度化（イメージ）



（出所）金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」、2025年6月

1 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250627-2/02.pdf

<企業価値担保権による事業性融資の深化のポイント>

金融庁は2024事務年度に、事業性融資の状況調査や勉強会（事務局：全国銀行協会）などを実施しました。それらの取組みを踏まえると、「金融機関が企業価値担保権を活用して事業性融資を深化させるためには、(1)事業者との関係の深化、(2)事業の実態や将来性を踏まえた融資審査、(3)モニタリング・期中管理等がポイントになると考えられる」としています（図表2）。

（図表2）企業価値担保権による事業性融資の深化のポイント

| | |
|-------------------------------|--|
| (1) 事業者との関係の深化 | ■ 職員が事業者との対話に注力できる環境を整備することが重要 - 事業者との緊密な関係に基づき、事業性融資の取組みを深化させるには、職員が事業理解や期中管理等における事業者との対話に注力できるよう、リソース配分・組織体制の整備が重要 |
| (2) 事業の実態や将来性を踏まえた融資審査 | ■ 事業CFIによる返済可能性を十分に検証することが重要 - より深い事業理解等のため、事業計画に基づく事業者との対話や事業計画の作成支援を行うことも有用 |
| (3) モニタリング・期中管理の高度化 | ■ 企業規模・特性等に応じてコペナンツを適切に活用することが重要 - 業況悪化の早期検知・タイムリーな経営改善支援につなげていくことができる」と考えられる |

（出所）金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」、2025年6月

<事業性融資を通じた収益基盤の強化>

プログレスレポートでは、事業性融資を通じて金融機関の収益基盤を強化するためには「深度ある事業理解に基づき、リスク・リターンを適切に考慮すること（たとえば、赤字を抱えているが事業の将来性が見込まれる事業者に対し、リスクに見合った貸出金利の設定や融資額上限の見直しを行うなど）が重要である」としています。

また、足もとの無担保・無保証融資と企業価値担保権を活用した融資の大きな違いは、「金融機関と事業者の関係がより緊密になることで深い事業理解やそれに基づくリスクテイク、円滑なモニタリング等を実現しやすくなることであると考えられ、こうした制度のポイントを踏まえてリスク・リターンを認識することが有用である」と整理しています。

<想定される企業価値担保権の活用事例>

プログレスレポートではコラムとして、上記「深化のポイント」に着目した「中小企業融資において想定される活用事例」について、下記の3つを示しています。

事例①

【ポイント】事業CF（キャッシュフロー）による返済可能性の検証／コベナンツの設定

<概況>

- ・企業属性：中小企業（年商10億円）／製造業／正常先／成長期
- ・取引状況：A地銀一行（運転資金として3億円の無担保融資を実行中）
- ・資金需要：業容拡大に向けた設備資金（用地取得／工場建設）5億円

<対応>

- ・A行の支援のもと事業計画を策成し、事業CFの将来見通しを踏まえて企業価値担保権付き融資を実行（リスクに見合った高い金利を設定）。
- ・コベナンツとして設定した事業CFの状況を四半期ごとに確認し、事業計画に照らして想定の範囲外の推移となった場合には事業の改善等について対話することとした。

事例②

【ポイント】事業性評価を踏まえたリスク・リターンの考慮

<概況>

- ・企業属性：中小企業（年商5億円）／水産加工食品業／要注意先（→正常先）／業況不芳（債務超過）／経営改善計画策定先
- ・取引状況：B信金一行
- ・資金需要：運転資金（営業・マーケティング）1億円

<対応>

- ・経営者の資質やこれまでの計画達成状況（経営改善計画に基づき営業力を強化し事業CFが計画どおりに推移）を踏まえた計画の達成見通しを考慮し企業価値担保権付き融資を実行。
- ・事業が計画どおり順調に回復していること、新たな取引先獲得により今後も売上拡大が見込まれること等を踏まえて正常先に分類し、かつての融資額上限を超える融資を実現。

事例③

【ポイント】複数行取引を維持しつつ、効率的なモニタリング体制を構築

<概況>

- ・**企業属性**：中小企業（年商100億円）／小売業（地元のスーパーマーケット）／要注意先／業況不芳
- ・**取引状況**：メインA地銀、B地銀、C信金
- ・**資金需要**：物価高や人件費の高騰を受けた追加運転資金

<対応>

- ・多くの地元住民が利用する、地域に不可欠な事業であることを踏まえ、複数行取引を維持し、3金融機関で企業価値担保権付きの協調融資を実行。
- ・メインA地銀を中心としたモニタリングおよび期中管理体制に移行することで複数の金融機関との調整コストを低減しつつ、メインA地銀の支援のもと経営改善に専念。

「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」

金融庁が2025年5月30日に公表した「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」²の概要は下記のとおりです。なお、このガイドラインは「事業性融資の推進等に関する法律」の施行日である2026年5月25日から施行されます。

＜担保目的財産の考え方＞

企業価値担保権について、「債務者の個々の財産を固定的に担保の目的とするものではなく、将来のキャッシュフローの源泉となる事業者の総財産（のれんやノウハウ等の無形資産を含む）が一体として担保の目的になることが明確にされている点に留意が必要である」との考え方が示されました。

＜労働契約等における契約上の地位＞

労働契約等に関してガイドラインでは以下の留意点が示されました。

✓ 企業価値担保権の設定および実行それ自体は、企業価値担保権設定者が締結している他の契約の相手方（商取引の相手方、労働者等）を拘束するものではなく、このことは、企業価値担保権が設定されていない場合と同様であることに留意が必要である。

（例：企業価値担保権の実行手続において債務者の事業が第三者に譲渡される場合においても、会社法等の事業譲渡と同様に、個々の契約の移転にあたり契約の相手方の個別の同意が必要になる）

✓ 伴走支援を通じて借り手の事業の継続および成長を実現するためには労働者からの労務提供が必要不可欠であることや、価値ある事業を継続および成長させていくことは労働者の雇用の安定の観点などから極めて重要であることを踏まえ、企業価値担保権の制度設計において労働者保護の観点が重要とされたことにも留意が必要である。

＜担保目的財産の換価の方法について＞

企業価値担保権の実行においては、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則とされています。こうした原則を踏まえ、ガイドラインは「企業価値担保権の実行にあたって、管財

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250530-2/02.pdf>

人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられる」と記載されました。

また、「実行手続における管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して善管注意義務を負うことのほか、管財人によるスポンサー選定のあり方が、労働者保護に照らして不適当であり善管注意義務に違反する場合は、労働者・労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、管財人が善管注意義務に違反した時は、利害関係人に対し、連帶して損害を賠償する義務を負うこと留意が必要である」とされました。

このほか、ガイドラインでは「企業価値担保権の実行に係る労働者とのコミュニケーション」、「企業価値担保権の設定に係る労働者とのコミュニケーション」について留意事項を整理しています。

なお、ガイドラインの公表にあわせて、主に労働債権に関する内容について監督指針の改正が行われました。「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針³」では、「II-3-1-7-2 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止」、「II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み」（意義・基本的考え方）の改正が行われており、これらは2026年5月25日から適用されます。

3 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250530-2/04.pdf>

「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る 基本的な考え方について」

金融庁は2025年7月2日、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」⁴を公表しました。

本来、「新しい担保制度を活用した融資にどのように取り組むかは、各金融機関が融資戦略等を検討するなかで、融資の評価等についても適切な検討をすべきものと考えられる」（金融庁）ものです。ただ、企業価値担保権は不動産等と性質が大きく異なるため、「評価や引当等の問題に関する金融機関からの疑問」について金融庁の基本的な考え方方が示されました（図表3）。

（図表3）企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方

背景・位置付け

- 企業価値担保権は、不動産担保等と性質が大きく異なるため、融資の評価や引当の方法等について、多くの金融機関から、疑問が寄せられている。
 - （主な疑問）・自己査定・償却・引当において、不動産担保等と同様に、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱っていいのか。
・一般担保として扱えないのであれば、無担保と変わらないのではないか。
- これらの疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するもの。

基本的な考え方

- 「企業価値」は、将来見通し等の主觀に大きく依存し、また、事業停止時には価値を見込むことが難しいため、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱うことは困難。
（注）総財産の中に一般担保の要件を満たす不動産等があれば、その分は一般担保として考慮できる。
また、無担保融資とは、融資の性格が、以下のような点において、大きく異なる。
- 企業価値担保権は、法的な裏付けをもって（借り手の総財産への担保設定を通じ）、借り手と貸し手の間に特に緊密な関係を構築することを可能とする制度。
貸し手には、借り手の経営実態等を適切に把握し適切に支援することで、将来において経営困難に至るリスク（倒産確率等）を低減すること等が期待される。また、他の貸し手による担保実行を停止させる権限や、事業譲渡に係る実行手続を開始する権限等が付与される。
→ 借り手・貸し手双方が、将来見通しにコミットしやすくなり、債務者区分・格付の判定等において、将来・定性情報を適切に反映できる前提条件が満たされる。

具体的な反映方法（例）

- 具体的な反映方法は、以下の例も参考にしつつ、各金融機関における検討を期待。
 - ・米国実務を参考とする例
（日本のような債務者区分の判定→債権格付という段階を踏むことなく）融資の回収可能性を直截に評価することとし、将来キャッシュフローの予測など、将来・定性情報を最初から明示的に反映し、評価する。
 - ・従来からの日本の方法をベースとする例（債務者区分の判定→債権格付の段階を踏む例）
例えば、外的な財務情報（債務超過等）だけでは、要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、緊密な関係を築いている中で、事業の見通し（キャッシュフロー創出能力）が見込めるのであれば、正常先・要注意先と判定するなど、債務者区分の判定の際に、将来・定性情報を適切に反映させる。

適切性の確保

- 各金融機関は、恣意的な運用にならないよう、評価や引当の方法等に係る適切なルールを定め、文書化と組織内の共有を図るほか、事後的な検証・（必要な場合は）ルールの見直しを行う。
- 金融庁は、各金融機関が定めたルールを尊重しつつ、その運用実態、事後的な検証の結果に照らしたルールの見直しの要否等を継続的に対話する。

（出所）金融庁 「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方」参考資料、2025年7月2日

4 https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/03.pdf

<評価や引当の方法等に関する基本的な考え方>

「金融機関からの疑問」に対する金融庁の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ✓ 企業価値担保について、不動産担保と同じ「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）として取り扱うことは、一般的に非常に難しいと考えざるを得ない。アメリカでも不動産担保とは異なる性格のものとして扱われている。
- ✓ ただし、企業価値担保権の目的財産のなかに、従来の一般担保の要件を満たす財産（不動産等）があれば、その価値を従来どおり一般担保と同様に回収見込額の算定等において考慮できると考えられる。
- ✓ 企業価値担保権付きの融資は上記のとおり一般担保としては取り扱うのは難しいが、一方で、無担保融資と同じ扱いとすることは、およそ合理的ではないと考えざるをえない。
- ✓ そもそも、企業価値担保権付き融資は、これまでの不動産担保を使った多くの融資や、無担保融資とは、融資の性格そのものが大きく異なることに留意する必要がある。融資の評価や引当の検討にあたっては、この融資の特性を十分考慮し合理的な取扱いを考える必要がある。
- ✓ 企業価値担保権は、借り手が総財産に一体として担保設定することにより、貸し手との間において特別に緊密な関係を構築することを、法的な裏付けをもって可能とする制度である。このような法的な裏付けのある緊密な関係を前提として、貸し手が借り手の経営実態等を適切に把握し、両者間の「情報の非対称性」を軽減することで、事業性に着目した融資等により一層取り組みやすくなることが期待される。

<貸倒引当金への反映に関する考慮の方向性>

また、貸倒引当金への反映について、「貸倒引当金は、会計上の見積もりを伴う性質上、各金融機関の経営陣の判断に基づく、幅のある推計とならざるをえない。そのため、具体的な方法は、各金融機関の特性に応じて多様であり、1つに限られるということは基本的ではない」としたうえで、以下の3つの方法（例示）の考え方が示されました。

(1) 融資債権ごとに事業収益からの返済可能性を直截に評価する考え方

- ✓ 企業価値担保権を使った融資は、従来の融資とは別に管理し、アメリカのように直截に、当該融資債権ごとに事業収益からの返済可能性を評価し、その際には特に将来キャッシュ・フローの予測を重要視するとともに、財務情報等の過去の情報だけでなく、定性情報や将来情報を明示的に考慮に入れて評価することもなじむものと考えられる（図表4）。この方法を採用する場合には、新たに返済可能性の具体的な判定基準および予想損失率の考え方を検討することが求められる。

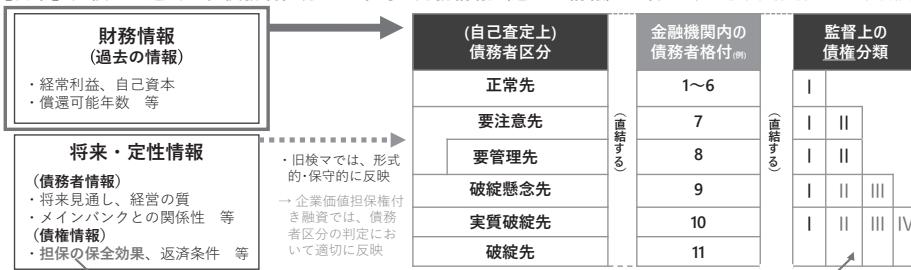
(図表4) 評価や引当の方法等に関する米国の事例等

(参考) 企業価値担保権付き融資の場合、下記【米国】のように、借り手との緊密な関係性を前提として、格付において、事業の将来見通し等の将来・定性情報を、適切に考慮しやすくなる。

【米国】格付（分類）には、最初から将来・定性情報も反映 (*Pass上位を除き、一般に企業価値担保権類似の担保設定)



【日本】旧検マの運用上、債務者区分は基本的に財務情報（過去の情報）で判定（その後、担保評価に応じ、債権分類）



* 基本的に債務者が同じなら同じ債権分類だが、担保の保全等で分かれ得る。

(出所) 金融庁「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」参考資料、2025年7月2日

(2) 従来の「見做し債務者区分」類似の考え方

- ✓ 現状の日本の枠組みにおいても、たとえばプロジェクト・ファイナンスの場合、プロジェクトそのもののキャッシュ・フロー創出能力等の将来情報・定性情報を踏まえて、回収の危険性の度合いを判断して債務者区分を付す「見做し債務者区分」という方法によることも認められている。
- ✓ 企業価値担保権付き融資は、債務者の事業全体の状態の評価が、より重要な点では、プロジェクト・ファイナンスと共に考えられ、債務者の事業全体の状態の評価に着目した「見做し債務者区分」の考え方を採用することも考えられる。
- ✓ ただし、プロジェクト・ファイナンス以外の場合には、新たな判定基準を検討する必要がある。たとえば、当初審査時に想定される事業の見通し（キャッシュ・フロー創出能力）を基礎として、各金融機関において定める範囲内で推移している限りは正常先とし、想定を下回る場合には、借り手と事業の見直しについて協議することとしつつ、見直しが困難な場合は、要注意先に区分する等のルールを構築することなどが考えられる。

(3) 従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方

- ✓ 従前からの方法、すなわち、①債務者区分・格付への振り分けプロセスを経て、②担保の有無に応じて調整、評価を行い、（未保全）債権額に対して予想損失率を乗じて損失見込額を算定するという枠組みのなかで、企業価値担保権付き融資の特性を考慮に入れた反映方法をとることも考えられる。
- ✓ この場合においては、最初の①債務者区分・格付のグループへの振り分けの段階で企業価値担保権付き融資がもつ特性を考慮し、従前からの融資とは別のグループとして管理したうえで、財務情報等の過去の情報だけでなく、足もとの事業の状況に加え、将来・定性情報等も適切に考慮に入れることが考えられる。

<適切性の確保>

また、引当の反映にあたっての上記の考え方、「その時々で大きな変更が生じるような恣意的なものとならないよう、合理性のある一貫した方針のもとで行われる必要がある。そのため、各金融機関においては、自己査定基準等において以下のようなルールを明確化することが考えられる」とされ、3つのルールが示されました。

- (1)企業価値担保権付き融資に適した融資方針等を策定・特定したうえで、関係部署間（営業部門、信用リスク管理部門、内部監査部門等）で共有・実施する必要があると考えられる。
- (2)企業価値担保権の設定等を通じて、他の貸し手とは質的に異なる緊密な関係を構築し、借り手の事業の将来見通しを的確に把握する態勢を整備する必要があると考えられる。
- (3)的確な融資の評価（債務者区分・格付の判定）を行うにあたり、事業の継続性や将来の返済可能性があると考える根拠として、事業の見通し（キャッシュ・フロー創出能力）が想定の範囲内で推移していること等を疎明できる必要があると考えられる。

なお、上記の対応は、将来の事業見通しや将来損失の見積もりに関するものであるため、金融機関ごとに幅のある推計とならざるをえない。ただし、幅があったとしても、その時々における最善の見積もりとなるよう、各金融機関において、データの蓄積やこれに基づく振り返りなど「事後的な検証」を通じて、必要な見直しを図ることが求められる」とが示されました。

さらに、「金融庁は、①どのように事業支援を行っているか／モニタリング態勢の整備状況と運用実態はどのようなものか、②債務者区分・格付の判定や貸倒引当金の算定については、自ら定めたルールに従って一貫性のある形で適切に行われているか、③事後的な検証の結果に照らして、不合理なルールとなっていないか／ルールやモニタリングのあり方の見直しの要否について検討しているか、などについて継続的に金融機関と対話をを行う」とされました。

全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けたポイント」 (2025年9月版) の作成

全国銀行協会は2025年9月18日、「事業性融資の推進等に関する法律」施行（2026年5月25日）に伴い、創設が予定されている「企業価値担保権」制度に関し、会員銀行の理解促進および事業者との円滑なコミュニケーションを支援することを目的として、「企業価値担保権の活用に向けたポイント」(2025年9月版、以下、「ポイント」)を作成し、会員に送付しました。

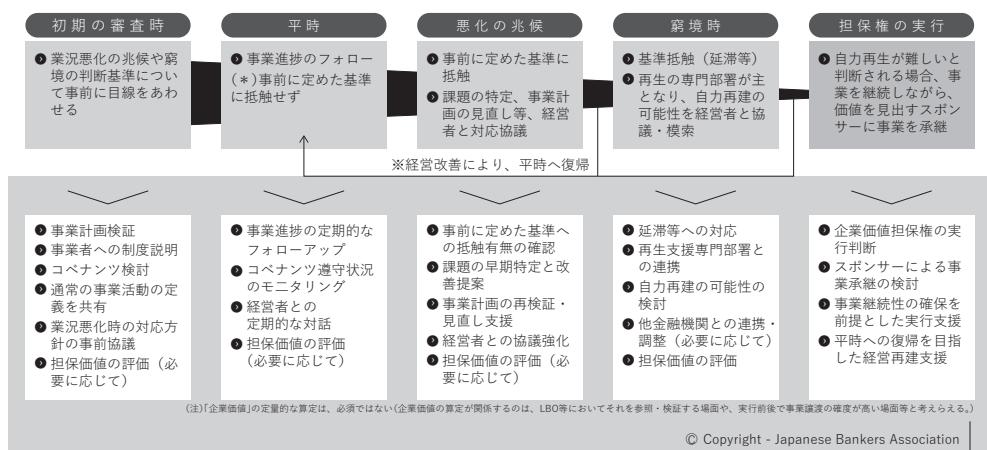
「ポイント」は、制度の概要、実務上の留意点、想定される活用事例、事業者への説明事項等について、必要となる情報を整理したもので、企業価値担保権の理解の促進と、円滑な実装に向けた準備の一助として取りまとめられたものです。会員銀行限りの利用が前提とされていますが、一部抜粋の内容が公表されました。⁵

1. 事業のフェーズごとにおける担保価値評価等の実務に関するイメージ

企業価値担保権付き融資の貸し手は、①初期の審査時、②平時、③悪化の兆候、④窮境時、⑤担保権の実行の各プロセスを念頭に、メインバンクとして、他の貸し手も調整しつつ、事業者との緊密な関係の下で、実効的に経営改善支援を進めていくことが想定されることが融資実務の概要として示されました（図表5）。

（図表5）事業のフェーズごとにおける担保価値評価等の実務に関するイメージ

- 企業価値担保権付き融資の貸し手は、以下のプロセスを念頭に、メインバンクとして、他の貸し手も調整しつつ、事業者との緊密な関係の下で、実効的に経営改善支援を進めていくことが想定される



（出所）全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けたポイント」(2025年9月版)、2025年9月18日

5 <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370918.pdf>

2. 企業価値担保権のメリットと活用に向けた論点

「ポイント」では、金融機関側と事業者側のメリットと活用に向けた論点が整理されました（図表6）。

まず、金融機関側のメリットについては、「柔軟な融資判断・資金供給の実現」「事業力の目利き」「経営支援・中長期的な関係性の強化」「コスト・手続き」があり、活用に向けた論点として、「事業力の評価」「担保・引当としての評価」「金融機関取引の集約」「実務面の整備」の4点が示されました。

また、事業者側のメリットについては、「有形資産がなくても融資が可能」「経営者保証の代替

(図表6) 金融機関側、事業者側のメリットと活用に向けた論点

●金融機関側

| 観点 | メリット | 活用に向けた論点 |
|---------|---|---|
| 新たな融資形態 | <p>柔軟な融資判断・資金供給の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業性評価に基づく融資が進展し、有形資産担保に依存しない資金供給が実現 (将来取得するものも含めた)会社の総財産への幅広い担保設定により、従来よりも柔軟な与信判断が可能となる <p>事業力の目利き</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業力に着目することで、目利き力を向上させるきっかけに | <p>事業力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的事業計画、キャッシュフローの見立て・蓋然性検証を行う態勢整備が必要 <p>担保・引当としての評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保の評価方法や引当への反映方法の検討が必要（会計監査人の調整も必要） データの積み上げによる評価精度の向上 |
| 顧客との関係 | <p>経営支援・中長期的な関係性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 伴走支援を通じて、企業の成長・経営改善への貢献盆地が拡大 それにより、企業との信頼関係が深化 | <p>金融機関取引の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保権を取得した金融機関に取引が集約しやすく、より主体的な支援が求められる |
| 業務運営・実務 | <p>コスト・手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保等の個別担保と比べて、コスト面・手続面での負担軽減につながる可能性（全資産担保を取得する場合も含む） | <p>実務面の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書、登記、担保管理、資産処分への対応、モニタリングなど、実務面でのルール・手続等の整備が必要 |

© Copyright - Japanese Bankers Association

●事業者側

| 観点 | メリット | 活用に向けた論点 |
|----------|--|--|
| 新たな資金調達 | <p>有形資産がなくても融資が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産などの物的担保がなくても、事業力を評価してもらうことで資金調達が可能に <p>経営者保証の代替が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人保証に依存しないため、経営者個人的心理的・財務的負担が軽減される <p>コスト・手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保等の個別担保と比べて、コスト面・手続面での負担軽減につながる可能性（全資産担保を取得する場合も含む） | <p>「通常の事業範囲外の行為」に係る担保権者の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> 「通常の事業範囲外の行為」についての担保権者との目線合わせ、同意取得プロセスが必要 <p>情報の開示・モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の策定・説明など事業の将来性を適切に評価してもらうための情報開示や、継続的な期間中のモニタリングが必要となる可能性 |
| 金融機関との関係 | <p>金融機関による伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関との関係が深まり、成長や経営改善に向けた支援を受けやすくなる | <p>金融機関取引の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保権を取得した金融機関に取引が集約しやすく、複数取引を望む場合は、協調融資等の工夫が必要 |

© Copyright - Japanese Bankers Association

(出所) 全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けたポイント」(2025年9月版)、2025年9月18日

が可能」「コスト・手続き」「金融機関による伴走支援」があり、活用に向けた論点として、「通常の事業範囲外の行為にかかる担保権者の同意」「情報の開示・モニタリング」「金融機関取引の集約」の3点が示されました。

3. 想定される活用事例

「ポイント」では、想定される活用事例について、成長企業、成熟企業（承継企業）、再生企業、M&A・プロジェクトファイナンスの類型ごとに、「資金使途や想定切り口のユースケース」「支援形態（複数行／一行）」「活用のメリット（他担保との差異）」が例示されています（図表7）。

（図表7）企業価値担保権付き融資の想定される活用事例（主なユースケース（例））

| 企業イメージ(例) | | ユースケース(資金使途・想定切り口) | 支援形態 | 活用のメリット(他担保との差異) | |
|-----------|--------|--|---|---|--|
| 成長企業 | パートナー1 | ① 有形資産を保有しない業種 ② スタートアップ企業 | → ① 設備投資や研究開発費、M&A等の成長資金需要に対して、信用での支援が困難な場合の支援策として活用 | 複数行 一行 | |
| | | ① 業績安定も資産背景に乏しい先 ② 既存担保の解消ニーズがある先 | → ① 既存借入のリファイナンス（負債再構築） | 主に複数行 | |
| | | ① 現経営者に経営者保証を設定しており、引き続き、後継者にも保証受入れが必要な先 | → ① 経営者保証の代替としての活用 | 複数行 一行 | |
| | パートナー2 | ① 経営改善に向けて、自力再生を目指す先 ② 自力での再生を断念し、スポンサーへの事業譲渡を検討中の先 | → ① 経営改善に向けた運転資金やリストラ費用の支援策としての活用 ② スポンサー決定までの繋ぎ資金として、DIPファイナンス供与時の保全策 | 複数行 一行 | |
| | | ① 全資産担保の差入れを伴う資金調達を検討中の先 | → ① 全資産担保の代替としての活用 | 主に複数行 | |
| | | | | ● 【金融機関】信用補完効果が生まれるとともに、期中モニタリングを通じて収益償還の蓋然性を高めることができ ● 【事業者】資金調達の内訳化に繋がり、金融機関による伴走支援を通じた経営サポートへの期待も向上 | |
| | | | | ● 【金融機関・事業者】バンクフォーメーションの見直しによる支援体制の確立 | |
| | | | | ● 【金融機関】信用補完に繋がる可能性 ● 【事業者】経営者保証を解消可能 | |
| | | | | ● 【金融機関】（一行支援の場合）再生に向けた意思決定の迅速化。DIPファイナンス供与による収益機会の確保 ● 【事業者】経営改善に向けた資金調達手段の多様化 | |
| | | | | ● 【金融機関・事業者】実務負担の軽減、事務コストの削減に繋がる可能性 | |

© Copyright - Japanese Bankers Association

（出所）全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けたポイント」（2025年9月版）、2025年9月18日

「ポイント」ではこのほか、銀行職員と事業者の対話について、制度の概要説明など、ケースごとの例示が記載されています。

なお、全国銀行協会が事務局をつとめた勉強会が2025年3月に取りまとめた「企業価値担保権の活用に向けた報告書」⁶では、企業価値担保権の活用に向けた基本的な考え方、活用に向けた課題等が整理されています。

6 <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>

25157(0)



250011025